

2025 年 9 月 30 日

もてぎ・鈴鹿共済会 会員各位

もてぎ・鈴鹿共済会
理事長 鈴木 隆史

もてぎ・鈴鹿共済会 傷害総合保険における 走行会員年間共済会費および後遺障害等級保険金支払額の改定について

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆様におかれましては、共済会事業に格別のご理解、ご協力を賜り誠に有難うございます。

皆様にご加入いただいております「もてぎ・鈴鹿共済会の傷害総合保険」につきましては、共済会の財務状況がこの数年間は悪化しており、このままの状況では制度の維持が難しい状況となっております。今後も制度を維持し安定した運営を継続していくことを目的として、走行会員年間共済会費および後遺障害等級の保険金支払額を下記の通り改定させていただきます。

会員の皆様には、ご負担をお掛けすることとなり大変恐れ入りますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

■もてぎ・鈴鹿共済会の走行会員年間共済会費

改定前 10,000 円

改定後 15,000 円

※2027 年 3 月 1 日以降に会員有効期限開始となる走行会員様より適用させていただきます。

例：2027 年 2 月末日で有効期限終了となる走行会員様が、2026 年 12 月から更新手続きをされた場合も同様に会員有効期限は 2027 年 3 月 1 日からとなる為、改訂後の価格が適用されます。

■後遺障害等級の保険金支払額

	改定前	改訂後
1 級～3 級	2,340 万円～3,000 万円	同左
4 級～14 級	120 万円～2,070 万円	40 万円～690 万円

※死亡保険金および、入院・手術・通院保険金における支払額に変更はございません。

※全ての会員様に 2027 年 3 月 1 日より適用となります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
鈴鹿サーキット SMSC 事務局
電話番号：059-378-3405(直通)
受付時間：10 時 00 分～16 時 00 分